

## 地域農業再編と「集落営農」

石川県川北町の事例分析

小林 一\*

平成3年5月31日受付

### The "Community Farm Management" for the Reorganization of Regional Agriculture:

The Case Study on Kawakita-machi in Ishikawa Pref.

Hajime KOBAYASHI\*

The purpose of this paper is to study the role of "community farm management" for the regional agricultural development and the problems awaiting solution for the regional agricultural organization by the analysis on the actual condition. The object of this study is Kawakita-machi in Ishikawa Pref.

The word of "community farm management" has been taking root as the official language. And the movement of propulsion of "community farm management" has recently become the new tendency on the regional agricultural organization. It is a new system of the farm management which makes efficient use of the regional agricultural resource under the farmer's mutual agreement to the extent of one or several villages. At the same time it is a new type of group farming contributed to the security of leading farmers and the realization of high productivity. The organization promotes the aggregated field use, organized field use and control of land use in accordance with regional mutual agreement, and contributes to the higher land utilization and regional complex farming.

#### 緒 言

水田農業の構造再編は、日本農業が直面する最大の政策課題であり、地域農業の組織化がそのための重点施策となっている。この地域農業組織化をめぐる、新しい潮流となりつつあるのが「集落営農」である。「集落営農」

組織化の動きは政策との関わりで見ると、農用地利用増進法にそって展開される農用地利用増進事業や地域農業集団育成事業と密接な関係をもって形成されてきている。そこでは、担い手の育成と生産性の向上に重点をおいて、土地利用調整を軸にしながら経営発展と農地の有効利用を促進しようとする方向が模索されており、農家の組織

\* 鳥取大学農学部農林総合科学科情報科学講座

\* *Department of Agricultural Information Science, Faculty of Agriculture, Tottori University*

化の単位として地縁的集団である農業集落が位置づけられている。「集落営農」は最近、行政用語として定着するまでになっており、その組織化を地域農政の柱にする自治体が少なくない。

本稿では、全国的な広がりをみせつつあるこうした「集落営農」組織化の動きに着目し、地域水田農業の構造再編にはたすその役割と、地域農業組織化にむけた今後の課題について実態分析を通じて考察する。対象事例に取り上げるのは、北陸の稲作地帯を代表する市町村の1つである石川県能美郡川北町である。石川県では、1989年から県と農協が一体となって水田農業における「集落営農」組織化の取り組みを展開中であり、川北町はその先進的の地域に位置づけられている。行論においては、最初に「集落営農」の位置づけと考え方について整理を行い、次いでそれをふまえて実際に川北町の水田農業の実態分析を実施し、「集落営農」をめぐる一断面を明らかにして、今後の地域農業組織化にむけた課題を整理する。

### 「集落営農」の位置づけと考え方

「集落営農」は、一般的には地域農業再編と深い関わりをもって用いられるようになった言葉である。その問題認識の基礎には、農業労働力や担い手農家の減少、潰廃農地の増加、耕地利用率の低下、農業生産の縮小といった近年の地域農業の後退があり、この流れを阻止し、新たな発展をめざした農業構造を構築しようとするねらいが込められている。農業集落に着目して集団組織化をはかり、地域農業の再編成を推し進めようとするこうした政策が農政の表舞台に登場するようになったのは、比較的最近のことで、1975年以降になってからである。

この時期になると農政は新たな転換期を迎えて「地域農政」期に移行し、地域性に適応した政策の打ち出しとその運用を目的にしながら、農業再編のための各種政策が講じられるようになる<sup>7)</sup>。その発端となったのが1975年の農振法の改正であった。当法律にそって開始された農用地利用増進事業によって、初めて「農地の公的管理の方式」<sup>8)</sup>が農政のうえに取り上げられる。そして、この手法はまもなく1980年に制定された農用地利用増進法によって、農地管理の中心的役割を与えられることになる。具体的には、農地の公的管理のための手段として「農民の自主的管理組織」<sup>9)</sup>の性格をもつ農用地利用改善団体が育成されることになり、やがて1983年からは同増進法にそって地域農業集団育成事業の名称で、利用改善団体とほぼ同様の機能を備えた地域農業集団の育成が進められることになる。地域農業集団や農用地利用改善団体の組

織化に際して、活用されるようになったのが、地縁的集団としての集落(むら)が備えた農用地の保全と利用に関する調整機能であった。

こうした国の施策と併行して、農協組織においても同様な性格を備えた事業が実施に移されている。全国農業協同組合中央会では、1982年の第16回全国農協大会決議にそって「地域営農集団」の育成・強化に取り組むことになった。地域営農集団は、農業生産に関して高い能力を發揮する生産組織であって、農用地の利用に関して組織的・効率的な利用を可能にする地縁的組織であるとされており<sup>9)</sup>、ここでも組織化の単位として農業集落が注目され、集落機能を活用して集団の育成・強化が進められている。

行政用語として定着するまでになった「集落営農」は、以上のような地域農業組織化に対する国や農協組織の施策と密接な関係をもって展開している。地域農業集団や農用地利用改善団体、あるいは地域営農集団の育成・強化の事業促進に関連して、最近では従来の構造改善事業やその他の集落基盤整備事業をセットにして推進しようとする動きが現れており、地域農政が「集落農政」という新たな段階にさしかかってきている感さえ受ける。

集団育成に関わる国や農協の考え方の細かな検討については紙幅の都合から割愛せざるをえないが、地域営農集団や農用地利用改善団体、地域農業集団の育成と関わって提起されている各機関の組織化に対する考え方を参考にしながら<sup>4)</sup>、本稿では「集落営農」が備えるべき内容を次のように整理しておく。集落営農は、1から数集落のまとまった範囲で地域農家の合意形成にもとづき地域資源や労働力の総合的活用をはかる営農システムで、農業生産組織の1つの新しい形態である。具体的には、地域の合意のうえに形成される農用地利用調整の活動を柱にしながら、団地的土地利用及び組織的土地利用をはかり、土地利用高度化と農業複合化の推進を通じて、農業の担い手育成や生産性向上に寄与する農家の集団組織である。ここでいう農用地利用調整とは、農用地の権利調整や地代調整を内容とし、団地的土地利用は作付、栽培管理等における圃場の団地化、組織的土地利用は機械・施設の共同利用や共同作業、農作業受委託の斡旋等を示す。

集落営農は、いわば集落を基礎単位にしながら地域の農家が結集して農用地の集団的利用秩序を形成しようとするものである。こうした組織化がうまく機能すれば、零細分散錯圃による土地利用の諸問題に対し打開の緒口が見いだされると同時に、規模拡大の可能性が整備され

ることにもなり、小規模兼業農家層にとつてばかりでなく、大規模な専業農家にとつても有意義な生産対応となる。問題は、集落営農がめざすこうした方向について一応の理解が得られるとしても、農業生産組織をめぐる集団的活動が停滞の様相を示すような今日の農業情勢のもとでは多数の困難が横たわっており、集団の組織化と運営について実際にどう対処してゆくのかという、きわめて現実的な課題が提起されているのである。

### 実態分析

集落営農に関する統計がまだよく整備されていないため、現時点での分布状況を正確に把握することは困難である。ここでは、農水省が調査している地域農業集団と農用地利用改善団体の指定、設立状況の実態によって、その広がりを概括的に確認しておきたい。

1989年12月末現在で北陸地域には1,642の地域農業集団と1,361の農用地利用改善団体が設置されている。1団体当たりの平均の集落数は1.2となっており、全体では全農業集落の約3割にあたる3,482の集落において団体が設けられている計算になる。また北陸では、農業集落において水田転作に関して集団的土地利用を行うところが3,669存在する<sup>9)</sup>。当地域では、農業生産をめぐって集落単位の集団的対応がとられているところでは、大半の場合なんらかの形態で集団転作の取り組みが実施されている状況にあることを考慮すれば、北陸における集落営農の広がりは、現時点では最大限に見積って概ね全集落数の3割強程度であると推測される。

石川県内には、現在275の地域農業集団と334の農用地利用改善団体があり、1団体あたりの集落数は平均1.2となっていて、全体の35%の農業集落でこれらの団体が設置されている。市町村別にみると、川北町は集落レベルでの集団的対応が割合からみて相当進んだ状態にある。町内にある16の農業集落では、すべてのところで地域農業集団ないし農用地利用改善団体が組織され、全体ではそれぞれ5つと11の団体が認定、設立されている。

#### (1) 地域農業の概況

川北町は石川県の南部、加賀平野のほぼ中央部に位置する世帯数1,010、人口4,554人の農村である。町域は、県内の最大河川である手取川に沿って東西10.6km、南北1.3kmに細長く広がっており、総面積は15.1km<sup>2</sup>である。一帯は扇状地で平坦な地形となっており、土壌は沖積層の砂質浅耕土である。水利は、白山山系を水源とする手取川七ヶ用水が整備されていて、恵まれた状況にある。気

候は典型的な日本海型の特性を示す。また、交通網がよく整備され交通条件に恵まれている。県都金沢市と小松市までそれぞれ20km、車で約30分ほどの近距離にあるため両都市への通勤圏となっており、町内にも最近大手の電子機器工場が建設されるなど、農外就業機会は一層増加してきている。

川北町は耕作規模の大きな稲作を基幹とする農業地域である。水田は耕地面積全体850haのうちの98.8%を占め、農家1戸当たり経営耕地面積は157haと大きい。土地基盤整備は町内全域で完了しており、こうした有利な立地条件を生かして、基幹である稲作について高い生産性を実現している。しかし他方では、同町農業は水稲単作の構造となっており、近年は兼業の深化とともに兼業稲作の特色をさらに強めてきている。たとえば、農業粗生産額のうち米が80%を占め、販売農家に対する稲作単一経営の割合が98%を占めるなど、稲作偏重の色彩が濃い。また、総農家数は1990年までの20年間に25%減少して543戸となっており、専業農家はわずかに3.7%しか存在せず、89.3%が第2種兼業農家となっている<sup>5,6)</sup>。

米価引き下げや生産コストの上昇にともなう稲作の収益性条件の後退、引き続き米生産調整等による最近の稲作経済の悪化は、農民層の動向を規定し、地域農業の構造変化に対し硬直的、停滞的な作用を及ぼしている。センサス資料によれば、1990年には借地によって規模拡大を進めた経営耕地面積規模3.0~5.0ha以上の大規模階層の農家比率が7.9%にまで増加しているが、最近5ヶ年間の増加割合は1.9%の低い割合にとどまっている。全体の75%もの農家が1.5~2.0ha層以下の中小規模階層に分布しており、農用地流動化を通じた構造転換の動きは総じて緩慢である(第1表)。

このように、川北町では中小規模の稲作兼業農家群を中心にした地域農業の展開方向を考えざるを得ない状況にあり、これらの農家群の経営基盤の安定化に結びつく生産組織化が重要な検討課題として提起されている。また、一部に台頭しつつある大規模水田作農家の今後の経営展開を考えるうえで、農用地の利用権集積による経営規模拡大や圃場の団地的利用の問題を積極的に解決してゆく方策として、土地利用調整を中心にした地域農業組織化の課題が大きく提起されているのである。

#### (2) 集落営農の組織化と再編

川北町で今日の集落営農に直接的な結びつきをもつ集団的な組織活動が開始されるのは、おもに稲作機械利用組合の組織化と集団転作の開始の2つによっている。こ

第1表 総世帯数、専兼別・経営耕地規模別農家数（川北町）

（単位：戸，%，a）

区 分	総世帯数	農 家 数（構成比）			経営耕地規模別農家数（構成比）							1 戸 当 たり 経 営 耕 地 面 積
		総数	専業	第1種 兼業	第2種 兼業	0.5ha 未満	0.5～ 1.0	1.0～ 2.0	2.0～ 3.0	3.0～ 5.0	5.0ha 以上	
1965年	881	744 (100)	20 (2.7)	500 (67.2)	224 (30.1)	127 (17.1)	200 (26.9)	316 (42.4)	96 (12.9)	5 (0.7)	120	
1970	910	727 (100)	16 (2.2)	390 (53.6)	321 (44.2)	112 (15.3)	177 (24.3)	310 (42.7)	118 (16.2)	10 (1.4)	— (—)	127
1975	917	702 (100)	13 (1.9)	197 (28.1)	492 (70.0)	108 (15.4)	175 (24.9)	300 (42.8)	99 (14.0)	18 (2.6)	2 (0.3)	128
1980	945	674 (100)	19 (2.8)	115 (17.1)	540 (80.1)	108 (15.7)	158 (23.4)	286 (42.5)	99 (14.7)	21 (3.1)	2 (0.3)	132
1985	945	613 (100)	24 (3.9)	100 (16.3)	489 (78.9)	92 (14.7)	133 (21.7)	248 (40.4)	103 (16.8)	30 (4.9)	7 (1.2)	145
1990	1,010	543 (100)	20 (3.7)	38 (7.0)	485 (89.3)	60 (11.0)	114 (21.0)	236 (43.5)	90 (16.6)	35 (6.4)	8 (1.5)	157

資料：総理府「国勢調査」及び農水省「農（林）業センサス」各年次

の動きは、いずれも土地基盤整備の実施と密接な関係をもって形成されているのが特徴的である。時期的にみると、稲作機械利用組合が先導的集落に形成されるのが1972年から1973年にかけてであり、集団転作による組織化のはかられるのが1978年以降である（第2表）。

最初に、同町で集落営農の組織化の動きが本格化するのには、圃場整備事業の実施とあわせて導入された第2次農業構造改善事業によって機械利用組織が形成された時期である。上先出と下先出、一ツ屋の3つの集落では、1970年から県営及び非補助の圃場整備事業が着手され、それを契機に第2次農業構造改善事業を導入して、1972年に全戸参加による「水稻生産組合」が結成された。この組合は、いずれもトラクター・62PS、歩行用田植機・2条、自脱型コンバイン・4条などの稲作用機械を共同所有し、オペレーター制によって共同利用を行う機械利用組織としての活動を行うものであった。ほぼ同時期に上田子島と下田子島でも同様の生産組織化ははかられている。上田子島における集団活動は、その他の組織に比較すると協業化が進んだ形態となっており、稲作の部門協業経営に近いものであった。育苗、田植、耕起、刈取り・脱穀（調製は農協ライスセンター利用）の各作業について機械共同利用と全戸出役による共同作業が実施されると同時に、生産性の向上に役立てるため水稻の品種別圃地栽培が行われた。

集落営農の組織化に結びつく集団的活動として、いまひとつ重要な役割を担ったのが集団転作である。川北町では、米生産調整が強化された1978年からの水田利用再編対策下で農協と役場が一体になって集団転作の推進に力を注いだ。その結果、先に稲作機械利用組合による集団活動が実施されていた上先出や下先出、一ツ屋、上田子島では、いち早くブロックローテーションによる集団転作が開始されている。機械利用組合が形成されていないその他の集落においても、大部分のところで圃場整備事業実施中は土地改良による通年施工、事業完了後は麦、大豆によるブロックローテーションの開始という形態で、集団転作の体制を確立している。土地基盤整備の実施が遅くなった三反田、草深、橘新の各集落でも1984年から1985年にかけて集団転作の開始にこぎつけた。

集落営農に結びつく集団的な営農活動を再編成するその後の動きは、おもに集団転作、農用地利用改善団体または地域農業集団の設立、機械利用組合の再編の3つによって形作られている。稲作機械利用組合の発足を通じて集落営農の組織化をはかった各集落では、この3つがいずれも組織再編の要素となった。その他の後発の農業集落では、機械利用組合の再編を除く2つの動きのいずれかが、集団活動の新たな展開の契機をなしている。

町農業における先導的な農業集落である上先出、下先出、一ツ屋、上田子島、下田子島の各地区では、「水稻生

第2表 集落営農に結びつく集団的な組織活動の開始（川北町）

農業集落	活動開始年次	当初の集団的組織活動の内容	集落内参加農家数	集団的な組織活動開始の契機
中 島	昭和40年	大型トラクター（60ps）オペレータ制による共同利用	全戸・90戸	第1次構造改善事業による土地基盤整備実施後の機械化
三 反 田	59	集団転作	全戸・58	県営圃場整備事業の実施と水田転作への対応
草 深	〃	〃	全戸・70	〃
下 土 室	57	〃	全戸・25	〃
上 先 出	47	「水稻生産組合」設立、稲作用機械のオペレータ制による共同利用	全戸・16	県営・非補助圃場整備事業の実施に伴う第2次構造改善事業による機械化
下 先 出	〃	〃	全戸・36	〃
一 ツ 屋	〃	〃	全戸・39	県営圃場整備事業の実施に伴う第2次構造改善事業による機械化
与九郎島	53	集団転作	全戸・48	県営圃場整備事業の実施と水田転作への対応
上田子島	48	「水稻生産組合」設立、稲作部門協業、収穫物は個別配分	全戸・41	県営圃場整備事業の実施に伴う第2次構造改善事業による機械化
下田子島	〃	「水稻生産組合」設立、稲作用機械の共同利用	全戸・54	〃
舟 場 島	54	集団転作	全戸・33	水田転作への対応
木 呂 場	56	転作対応、大豆作用機械の共同所有・持回り利用	全戸・10	県営圃場整備事業の実施と水田転作への対応
橘	53	集団転作	全戸・90	県営圃場整備事業の実施と水田転作への対応
橘 新	60	〃	全戸・29	〃
朝 日	53	〃	大半・20	〃

産組合」の設立後、水田利用再編対策の開始時期に集団転作の取り組みによって最初の活動展開期を迎える。このときには、いずれの集落でも耕作農家の全戸参加によってブロックローテーションにもとづく集団転作方式がとられた。転作の対象作物には、当初、飼料用作物やそばなどの粗放作物が選択されたが、その後次第に中心作物は大麦と大豆に転換されてゆく。

集団転作に次いで新しい動きを形成するのが、1980年に制定された農用地利用増進法にそって認定、組織化される農用地利用改善団体あるいは地域農業集団としての

活動である。法整備によって推進される農用地利用改善団体及び地域農業集団育成事業によって、1982年に上先出を含む5集落が「農用地利用改善組合」の認定を受け、農用地流動化事業の促進を柱にした農用地利用調整の仕事に取り組むことになった。その後、町内では経年的に利用改善団体や地域農業集団の育成が進められ、1987年までに16の全部の農業集落においてこれらの組織が作られるに至っている。

1972年から1973年にかけて誕生した各集落の「水稻生産組合」は、その後の集落農業をめぐる内外の経済情勢

に対応するため、すべてのところで組織の再編成が行われている。組織再編の動きが最も早く現れたのは下先出である。当集落では、はじめ稲作農家が全戸加入してオペレータ制による機械利用組合を設立し活動を開始したが、やがてオペレータ農家への過重負担や兼業深化による農作業受委託及び農地賃貸借の増加等による構成員の異質化の問題が主要因となって、機械更新の折に組織が縮小再編され、現在では集落内の約半数の農家を構成員として機械の個別持回り利用を行う組合に転換されている。上先出に続いて下田子島や一ツ屋でも、ほぼ同様の形態で組織再編が実施されている。

以上のようにみえてくると、町内の各農業集落を単位に実施されている今日の集落営農に結びつく集団的な組織活動の推移には、きわめて共通した特徴が認められる。とくに注目しておきたいのは、構造改善や水田転作、農用地流動化などの農業政策による各種事業が集落営農の組織化と深く関わっていることである。政策推進によって生産現場に上から作られた農家組織の意義を決して否定するものではないが、これらの集団活動が地域農業の発展に真に貢献してゆくためには、組織の構成や事業活動に関わって農家側の意思がいかに反映され、主体性や創造性がどのように発揮されているかが問題となる。その点で、川北町にみられる集落営農において、農家の総意にもとづく創造的な活動がどのように展開され、それによって地域農業の担い手育成や水田利用方式転換についていかなる可能性が生まれつつあるのか、地域農業の再編問題を考えるうえでこうした課題を点検してみることが大切である。

### (3) 集落営農の現局面

川北町の現段階における集落営農の活動状況を見ると、内容が多彩である。そこで、集落営農を把握するための基本指標として示した団地的土地利用、組織的土地利用、農用地利用調整、農業複合化の各指標に照らして町内の集落営農の実態を整理すれば、大きく次の4つの類型に分類することができる。

1つは、稲作と転作の両部門を対象に生産活動が行われ、団地的土地利用や組織的土地利用、農用地利用調整といった集団的土地利用が比較的、活発に実施されているグループである。2つは、稲作と転作の両部門を対象に生産活動が行われているが、稲作部門での集団活動は部分的であって、組織的土地利用や農用地利用調整の側面での活動が第1グループに比較して劣るグループである。3つは、いわば転作集団としての性格をもつグルー

プで、活動の範囲は転作部門における団地的土地利用や組織的土地利用、農用地利用調整に限られている。このグループでの農用地利用調整の活動機能はあまり強くない。4つは、集落内での集団活動が全般的に弱く、組織的対応がなされていても転作用機械の部分的な共同利用に限られるグループである。このグループにおいても農用地利用調整に関する取り組みは弱い(第3表)。

第1グループに属する農業集落は、上先出と上田子島、下田子島であり、第2グループには、一ツ屋と下先出、中島、第3グループには橘、橘新、草深、三反田、下土室、朝日、与九郎島、第4グループには、木呂場、舟場島、藤蔵の各集落が含まれる(第3表、藤蔵は農業的色彩の弱い集落であるため表示は省略)。町内には、地域農業集団が藤蔵、三反田、下土室、舟場島、木呂場の5つに設立されているが、これらの集落はいずれも第3グループと第4グループに含まれる。

以上の4グループに属する農業集落は、いずれもなんらかの形態で集落ぐるみで水田利用に関する集団的な生産対応を行っており、広義にはすべて農業生産組織とみなしうるであろう。農業生産組織は、それ自体としては独立した経営体となりえていないという意味で「中間組織」である<sup>9)</sup>。町内の集落営農を行う各組織体は、経営主体としてとらえるならば、家族経営と共同経営の間に位置する中間組織であると整理できる。その場合、第2から第4グループまでの組織は、組織構成員である家族経営の生産活動を補助するという意味で補助的生産組織となっている。これに対し、第1グループの3集落は、個々の家族経営が構成員となった重層的な内部構造をとりながらも、農用地利用調整の活動を基礎にしにしながら集落内で統一的な意思決定機構を作り、経営管理機能の統合をはかりながら集団化のメリットを発揮しているという意味で、営農集団の性格を備えた組織となっている<sup>9)</sup>。

集落営農として勢力的な活動を行っているのは、第1グループの組織である。このなかの代表事例である上先出に着目して活動内容を要約すれば、次のようである。上先出は、川北町中部に位置する総農家数15戸、経営耕地面積20haの小規模な集落である。農家はすべて兼業農家であり、第2種兼業農家が14戸と大半を占める<sup>9)</sup>。当集落では、1970年から1972年にかけて県営及び非補助の圃場整備事業が実施されたのを機会に、第2次構造改善事業を導入して集落全戸加入による水稻の機械利用組合を結成した。その後1978年から集団転作を開始し、1979年には農用地利用改善団体に認定されて、徐々に集団の活動範囲を広げてきている。1988年にはトラクターと田植

第3表 集落営農の活動状況 1989年度（川北町）

グループ 番号	団地的土地利用		組織的 土 地 利 用			農用地利用調整		地域特産物等の振 興による農業の複 合化への取り組み	
	農業集落 ブロックローテーション	転作の 共同作業	機械全面共同利用		機械部分共同利用 オペレータ制 持回り	作業委託 の斡旋 調整	農用地 利用権 地代調整 設定率		
			オペレータ制 持回り	オペレータ制 持回り					
	上 先 出	○大麦・大豆	○水稻 ○大麦				10.4%	役場基準	
1	上田子島	○ "	(○水稻 及び大麦 の収穫)	○水稻 ○大麦 ○大豆		○水稻 ○大麦	8.3	"	椎茸：1戸
	下田子島	○ "	(△水稻 の育苗)	(○大麦 の収穫) △水稻 ○大豆		○大麦	15.6	"	イチヂク：1
	一ツ屋	○ "		○水稻 ○大麦 ○大豆			2.5	"	酪農：1
2	下先出	○ "		△水稻 △大麦			8.3	"	酪農、メロン、イチ ヂク：各1
	中 島	○ "			○大麦 ○大豆	○水稻 ○大麦 ○大豆	6.7	"	柿：1
	橘	○ "		○大豆	○大麦	○大麦	5.4	"	椎茸：2
3	橘 新	○ "		○大豆	○大麦	○大麦	3.1	"	椎茸：1
	草 深	○ "			○大麦	○大麦	1.7	"	キウイフルーツ：1
	三反田	○ "			○大麦	○大豆 ○大麦	3.8	"	
	下土室	○大 麦			○大麦	○大麦	8.2	"	
	朝 日	○大麦・大豆		○大豆			2.9	"	椎茸：1
	与九郎島	○ "					6.4	"	
4	木呂場	バラ転作			○大麦 ○大豆	○大麦 ○大豆	2.9	"	
	舟場島	"				○大豆	5.7	"	

注) ○印は集落全体の取り組み、△印は集落の部分的取り組み、無印は集落での取り組みがないことを示す。

機、自脱型コンバイン(4条)の機械単位に参加していた従来の機械利用組合の農家構成を、機械更新を契機に全部の機械利用に一括参加する協業組織に改組した。この時点で1戸が離脱し、組合は現在14戸の農家によって構成されている。

集落の生産組合では、作付計画や出役計画を策定し、

計画的な水田利用を実施している。機械利用組合においては、稲作について耕起と代掻、田植、収穫、大麦作について元肥施用と耕起、作溝、肥培管理、収穫のそれぞれを共同作業によって処理しており、転作対策組合では大麦と他用途利用米に対し互助制度を取り入れた共同会計を行い、個別への収益配分を実施している。1989年度

における14戸の耕地面積は17.9haで、作付構成は水稻14.1ha、大麦3.2ha、その他0.6haとなっており、麦・大豆によるブロックローテーションを採用して、水稻（早生、加賀ひかり）—大麦—大豆（他集落農家への貸地）—水稻（中生、コシヒカリ）・3年による5年6作型の作付体系を確立している。

このような集団的土地利用を通じて、構成員農家は個別で自己完結型の農業生産を行う場合に比較して、はるかに優れた経営成果を達成している<sup>10)</sup>。1986年から1989年までの上先出における10a当たり平均収量は、水稻が569kg、大麦339kg、大豆312kgとなっており、いずれも県や町の平均を上回っている。そして、1989年度の水稲の10a当たり労働時間は26.8時間、第1次生産費は60kg当たり10,648円となっており、町平均の38.9時間及び16,675円を大幅に下回る好成績をあげている。農用地利用調整については、集団活動が全戸の参加、出役を前提に行われているため、農家の分解的な動きは現れておらず、現在ある1戸の全面委託農家については、集団内の耕作農家との間で年限10年の利用権設定がなされている。

上先出の事例にみられるように、第1グループにおける集落営農の活動は、総体的に充実した内容となっている。しかし、町内の各農業集落における集団活動の実態を点検してみると、総体的には集落営農としての活動レベルの未熟さが目立つ。

たとえば、4グループを通じて、転作対応によって大麦、大豆の生産振興は大半の集落で取り組まれているものの、麦、大豆以外の地域特産物等の振興による農業複合化への取り組みは総じて弱い。多数の集落において椎茸やイチヂク、酪農、メロンなどを導入した経営複合化の動きが確認されるが、これまでのところこれらの動きは一部の中核的農家による個別の経営対応の範囲にとどまっており、集落営農を基盤にした組織的な経営対応にはなっていない。また、団地的土地利用については、大部分の集落で大麦と大豆を主体に転作対応として実施されているが、稲作まで含めた集落全体の土地利用を対象にすると、現状では上先出以外には見当たらない。農用地利用調整については、町内における離農志向農家の増加に伴い最近、利用権設定面積が増加傾向にあるが、積極的な利用権集積を通じて中核農家の担い手育成を推進するような自主調整を、集落段階で意識的に実施しているところはいまのところ存在しない。さらに、集落営農の活動の一環に稲作の生産共同を組み入れてきている先導的集落のほとんどで、「水稻生産組合」が組織再編される際に、組合への参加農家が減少したり、共同作業を

中止して機械の個別持回り利用体制に転換したりするなど、組織活動としては後退的な現象が認められる。

## 総 括

集落営農の活動目標は、地域の合意形成に基づく農用地利用調整を基礎にして団地的土地利用や組織的土地利用を進め、土地利用高度化及び農業複合化を通じて、生産性向上や担い手育成をはかることにある。このような目標が達成できる集団では、統一的な意志決定機構が備えられ経営管理機能が統合されて、家族経営のよさを生かしながら集団化のメリットを発揮させるような利点を発揮することが可能になるであろう。営農集団は、こうした内実を備えた集団組織である<sup>3)</sup>。集落営農がこの営農集団の段階にまで発展するためには、農業集落の枠内だけではなく、農用地の利用調整や機械・施設利用、生産物流通対応などをめぐって、集落をまたいだ農協支所単位、あるいは町村段階での広域的な調整機構の確立が欠かせないものになる。具体的には全国の営農集団の先進事例が、集団活動発展の基礎として地域農業組織化の重要性を示唆している。

川北町における集落営農の活動がさらに展開し、地域農業再編に貢献してゆくためには、今後整備されなければならない課題が多数存在する。その中から地域農業組織化の観点から主要課題を抽出すれば、次のような点を項的に指摘することができる。ア．集落営農の展開と個別経営発展の調整、とくに町内に点在する大規模水田作経営志向農家の発展条件の整備、イ．農用地利用調整の機能強化、とりわけ集落間共同による広域的な土地利用調整の確立、ウ．地域農業複合化の推進、エ．集落営農の組織強化のための法人化問題、オ．地域農業組織化のための農協及び町指導体制の強化。

本稿は、文部省科学研究費補助金総合研究(A)「水田農業の総合的再編の方向と諸形態」(1989～1991, 研究代表者 永田恵十郎)によって実施した調査研究の成果の一部である。

## 文 献

- 1) 梶井功：地域農業(営農) 集団の足跡と課題。日本農業年鑑・1984年版 (1983) p.79
- 2) 梶尾功：同上 p.85
- 3) 倉本器征：水田農業の発展条件。農林統計協会、東京(1988) pp.11—17
- 4) 農林水産省構造改善局農政課：地域農業集団育成の手引。全国農業会議所、東京(1983)



- 5) 農林水産省統計情報部：1990年世界農林業サンセス。農林水産省，東京(1991)
- 6) 農林水産省統計情報部：生産農業所得統計・1989年度。農林水産省，東京(1990)
- 7) 関谷俊作：日本の農地制度。農業振興地域調査会，東京(1988) pp.13—37
- 8) 和田照男：稲作経営構造の再編・展開の諸課題。長期金融 65 5—18(1985)
- 9) 全国農業協同組合中央会：地域営農集団—どうすすめるか—。全国農協中央会，東京(1983) pp.7—113
- 10) 全国農業協同組合中央会：農業機械の効率利用をめざして—第3回全国農業機械効率利用共励会受賞者の記録。全国農協中央会，東京(1991) pp.107—128
- 11) 北陸農政局農政部：業務資料。北陸農政局，石川(1990)